

「特定包括輸出許可及び特定包括役務取引許可申請の手續等について（お知らせ）」の一部改正について

新旧対照表

（傍線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一般包括輸出許可等取扱要領（平成6年3月18日付け6貿第211号輸出注意事項6第6号）及び特定包括輸出許可等について（平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第22号。<u>以下「特定包括許可運用」という。</u>）に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の申請を行う場合の手續等の詳細については、平成8年9月13日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、平成6年6月29日付け「特定包括輸出許可・承認及び特定包括役務取引許可申請の手續について（お知らせ）」は、平成8年9月12日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請            (1) 申請窓口            特定包括許可については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に申請して下さい。            なお、申請者の要件である輸出関連法規（役務取引関連法規を含む。）の遵守に関する内部規程（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）の適切な整備及びその確実な実施を確認するため、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が実地の調査を行うこととなっていますが、申請に先だって、実地の調査を受けることができます。</p>	<p>一般包括輸出許可等取扱要領（平成6年3月18日付け6貿第211号輸出注意事項6第6号）及び特定包括輸出許可等について（平成8年9月6日付け8貿局第376号輸出注意事項8第22号）に係る特定包括輸出許可又は特定包括役務取引許可（以下「特定包括許可」という。）の申請を行う場合の手續等の詳細については、平成8年9月13日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。</p> <p>なお、平成6年6月29日付け「特定包括輸出許可・承認及び特定包括役務取引許可申請の手續について（お知らせ）」は、平成8年9月12日限り、廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請            (1) 申請窓口            特定包括許可については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に申請して下さい。            なお、申請者の要件である輸出関連法規（役務取引関連法規を含む。）の遵守に関する内部規程（以下「コンプライアンス・プログラム」という。）の適切な整備及びその確実な実施を確認するため、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が実地の調査を行うこととなっていますが、申請に先だって、実地の調査を受けることができます。</p> <p><u>また、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請のとき又は外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の16の項の中欄に掲</u></p>

(2) 申請に必要な書類

～ (略)

輸出令別表第1の2から14までの項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の2から14までの項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合にあつては、輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。輸入者と需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工するものをいう。以下同じ。）が異なる場合にあつては需要者を含む。）又は取引の相手方（取引の相手方と利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。）が異なる場合にあつては利用する者を含む。）の概要の説明書等（平成4年7月31日付け4貿局第283号「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（以下「大量破壊兵器通達」という。）の別記3の1に従った書類。以下同じ。） 1通

(略)

輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、特定包括許可運用の1の(4)の(イ)の(a)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、特定包括許可運用の1の(4)の(ロ)の(a)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者から再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事前同意を求められた場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）から確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事

げる技術に係る特定包括役務取引許可申請のときは安全保障貿易検査官室が行う実地の調査は省略しますが、事後的にこれを行うことがあります。

(2) 申請に必要な書類

～ (略)

輸出令別表第1の2から14まで若しくは16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の2から14まで若しくは16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合にあつては、輸入者（買主及び荷受人をいう。以下同じ。輸入者と需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工するものをいう。以下同じ。）が異なる場合にあつては需要者を含む。）又は取引の相手方（取引の相手方と利用する者（その取引に係る技術の提供を受けて利用する者をいう。）が異なる場合にあつては利用する者を含む。）の概要の説明書等（平成4年7月31日付け4貿局第283号「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（以下「大量破壊兵器通達」という。）の別記3の1に従った書類。以下同じ。

) 1通

(略)

輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の2から4までの項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、1の(4)の(イ)の(a)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、1の(4)の(ロ)の(a)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）が、確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る、旨の申請者の誓約書原本1通。な

前同意を求められた場合には、経済産業省の事前同意を得る及び需要者若しくは利用する者又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用者が異なる場合）が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する、旨の申請者の誓約書原本1通。なお、需要者（利用する者）又は輸入者（取引の相手方）の誓約書原本は、内容を確認後返却します。

輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、特定包括許可運用の1の(4)の(イ)の(b)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、特定包括許可運用の1の(4)の(ロ)の(b)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者から再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事前同意を求められた場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）から確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行うための事前同意を求められた場合には、経済産業省の事前同意を得る及び需要者若しくは利用する者又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用者が異なる場合）が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する、旨の申請者の誓約書原本1通。なお、需要者（利用する者）又は輸入者（取引の相手方）の誓約書原本は、内容を確認後返却します。

お、需要者（利用する者）又は輸入者（取引の相手方）の誓約書原本は、内容を確認後返却します。

輸出令別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、1の(4)の(イ)の(b)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、1の(4)の(ロ)の(b)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合）が、確定している需要者若しくは利用する者（需要者又は利用する者の名称を記載）以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る、旨の申請者の誓約書原本1通。なお、需要者（利用する者）又は輸入者（取引の相手方）の誓約書原本は、内容を確認後返却します。

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、1の(4)の(イ)の(c)に掲げる需要者又は利用する者の誓約書原本及び写し、1の(4)の(ロ)の(c)に掲げる輸入者又は取引の相手方（輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者

が異なる場合)の誓約書原本及び写し並びに需要者若しくは利用する者が再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合又は輸入者若しくは取引の相手方(輸入者と需要者が異なる場合又は取引の相手方と利用する者が異なる場合)が、確定している需要者若しくは利用する者(需要者又は利用する者の名称を記載)以外の者に再販売、再移転若しくは再輸出若しくは技術の再提供を行う場合には、経済産業省の事前同意を得る、旨の申請者の誓約書原本1通。なお、需要者(利用する者)又は輸入者(取引の相手方)の誓約書原本は、内容を確認後返却します。

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成8年通商産業省令第16号。以下「核兵器等開発等省令」という。)又は「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件」(平成12年通商産業省告示第748号。以下「核兵器等開発等告示」という。)の規定(第2号、第3号、第5号又は第6号に限る。以下同じ。)に該当することを示す次のいずれかの書類。

a 契約書の場合

核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する箇所の写し 1通

b 輸出又は取引を行おうとする者が入手した文書の場合

当該文書の名称、入手時期、入手先、入手経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書並びに核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する箇所の写し 各1通

c 輸出又は取引を行おうとする者が入手した記録媒体の場合

当該記録媒体の種類、入手時期、入手先、入手経緯及び核

— (略)  
(3) (略)

2 (略)

### 3 特定包括許可の変更

特定包括許可の事項のうち、申請者名若しくはその住所について変更が生じたとき又は取引の内容を変更しようとするときは、新たに特定包括許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければなりません。それらの手続は、1及び2に準じますが、変更しようとする内容によって申請に必要な書類が以下のように一部異なりますので注意してください。また、変更に係る新たな特定包括許可の申請を行うときは、既に発行された特定包括輸出許可証又は特定包括役務取引許可証（以下「原許可証」という。）を申請窓口に提示してください。原許可証は、内容を確認したのち、申請者に返却します。

(1) (略)

(2) 輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しようとするとき。

兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書 1通

d 輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人又は取引の相手方若しくは利用する者若しくはこれらの代理人から受けた連絡の場合

当該連絡の方法、受けた時期、連絡者、受けた経緯及び核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当する内容を記載した説明書 1通

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、当該貨物又は当該技術の最終用途（核兵器等の開発等のために用いられないこと）を示す書類1通。ただし、当該書類が存在する場合に限ります。

— (略)  
(3) (略)

2 (略)

### 3 特定包括許可の変更

特定包括許可の事項のうち、申請者名若しくはその住所について変更が生じたとき又は取引の内容を変更しようとするときは、新たに特定包括許可の申請を行い、経済産業大臣の許可を受けなければなりません。それらの手続は、1及び2に準じますが、変更しようとする内容によって申請に必要な書類が以下のように一部異なりますので注意してください。また、変更に係る新たな特定包括許可の申請を行うときは、既に発行された特定包括輸出許可証又は特定包括役務取引許可証（以下「原許可証」という。）を申請窓口に提示してください。原許可証は、内容を確認したのち、申請者に返却します。

(1) (略)

(2) 輸入者、需要者、取引の相手方又は利用する者を追加しようとするとき。

~ (略)

— (略)

— (略)

なお、 から\_までは、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るもののみ提出してください。

(3) (略)

(4) 許可を受けた輸出に係る貨物又は役務取引の内容について変更しようとするとき。

・ (略)

— (略)

— (略)

(5)~(8) (略)

#### 4 特定包括許可の更新

~ (略)

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当することを示すいずれかの書類(1の(2)の に同じ。)1通

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、当該貨物又は当該技術の最終用途を示す書類(1の(2)の に同じ。)1通。ただし、当該書類が存在する場合に限り。

— (略)

— (略)

なお、 から\_までは、対象となる輸入者、取引の相手方、需要者又は利用する者に係るもののみ提出してください。

(3) (略)

(4) 許可を受けた輸出に係る貨物又は役務取引の内容について変更しようとするとき。

・ (略)

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当することを示すいずれかの書類(1の(2)の に同じ。)1通

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、当該貨物又は当該技術の最終用途を示す書類(1の(2)の に同じ。)1通。ただし、当該書類が存在する場合に限り。

— (略)

— (略)

(5)~(8) (略)

#### 4 特定包括許可の更新

(1) 特定包括許可を更新しようとするときは、更新しようとする特定包括許可の有効期間の末日の3月前の日から1月前の日までの間に、次の書類を申請窓口へ提出してください。また、更新に係る特定包括許可の申請を行うときは、原許可証を申請窓口へ提示してください。原許可証は、内容を確認したのち、申請者に返却します。

～ (略)

— (略)

— (略)

— (略)

(2)・(3) (略)

5～8 (略)

## 9 実績の報告

特定包括許可を受けた者は当該許可に係る輸出又は取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末までに報告してください。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定包括輸出許可にあっては当該許可に係る輸出令別表第1の2の項、3の項、3の2の項

(1) 特定包括許可を更新しようとするときは、更新しようとする特定包括許可の有効期間の末日の3月前の日から1月前の日までの間に、次の書類を申請窓口へ提出してください。また、更新に係る特定包括許可の申請を行うときは、原許可証を申請窓口へ提示してください。原許可証は、内容を確認したのち、申請者に返却します。

～ (略)

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、その貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引に関し、核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の規定に該当することを示す書類(1の(2)の に同じ。)1通

輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術を対象とする場合には、当該貨物又は当該技術の最終用途を示す書類(1の(2)の に同じ。)1通。ただし、当該書類が存在する場合には限りません。

— (略)

— (略)

— (略)

(2)・(3) (略)

5～8 (略)

## 9 実績の報告

特定包括許可を受けた者は当該許可に係る輸出又は取引の年間(暦年)の実績をその実績に係る年の翌年1月末までに報告してください。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可及び外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可については、更新時を除いて実績の報告の必要はありません。

報告の内容は、仕向地又は提供地別に、特定包括輸出許可にあっては当該許可に係る輸出令別表第1の2の項、3の項、3の2の項

、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の貨物の輸出の通関回数及び合計金額（US\$）、特定包括役務取引許可にあっては当該許可に係る外為令別表の2の項、3の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（US\$）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格（F・O・B）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月貿易局が公表する「輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記入してください。（参考様式9参照）。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

10 （略）

別紙 （略）

（記載例） （略）

（参考様式1） （略）

（参考様式2）

年 月 日

、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の貨物の輸出の通関回数及び合計金額（US\$）、特定包括役務取引許可にあっては当該許可に係る外為令別表の2の項、3の項、4の項及び5から14までの項の中欄の括弧の番号別の技術の提供の回数（契約数）及び合計金額（US\$）です。

また、無償で輸出される許可対象貨物にあっては、輸出申告書の「申告価格（F・O・B）」の欄に記載した当該貨物の金額を輸出時における換算率（毎月貿易局が公表する「輸出及び輸入関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について」を使用）によりアメリカ合衆国通貨に換算して算入してください。

なお、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、貨物又は技術が輸出令又は外為令の複数の項の中欄の括弧の番号にわたり、かつ、金額内訳が明らかでないときは、金額の大きい方の貨物又は技術の欄（金額が同額の場合は項番号・括弧番号の小さい方の欄）に記入してください。（参考様式9参照）。

更に、一回で複数の貨物の輸出又は技術の提供を行う場合において、輸出令別表第1又は外為令別表に該当するものと該当しないものが含まれ、かつ、該当するものと該当しないものの金額内訳が明らかでないときは、該当しないものも含む価額として結構です。

更新時の利用実績を示す書類については、上記の年間の実績報告に更新申請時点までの利用実績を加えたものでも結構です。

10 （略）

別紙 （略）

（記載例） （略）

（参考様式1） （略）

（参考様式2）

年 月 日

特定包括輸出許可（特定包括役務取引許可）申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号（担当） \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可（特定包括役務取引許可）を申請します。

記

1．申請理由

- 2．輸入者又は取引の相手方及び需要者又は利用する者の概要
- |              |     |
|--------------|-----|
| （買主又は取引の相手方） | 名称： |
|              | 住所： |
| （荷受人）        | 名称： |
|              | 住所： |
| （需要者又は利用する者） | 名称： |
|              | 住所： |

3．申請に係る貨物（技術）の範囲

特定包括輸出許可（特定包括役務取引許可）申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号（担当） \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可（特定包括役務取引許可）を申請します。

記

1．申請理由

- 2．輸入者又は取引の相手方及び需要者又は利用する者の概要
- |              |     |
|--------------|-----|
| （買主又は取引の相手方） | 名称： |
|              | 住所： |
| （荷受人）        | 名称： |
|              | 住所： |
| （需要者又は利用する者） | 名称： |
|              | 住所： |

3．申請に係る貨物（技術）の範囲

（輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合）

4．核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定（該当号

(参考様式3)

年 月 日

特定包括輸出許可及び特定包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可及び特定包括輸出許可証の分割を申請します。

記

1. 申請理由

2. 輸入者及び需要者の概要

(買主)

名称:

住所:

(荷受人)

名称:

住所:

(需要者)

名称:

住所:

3. 申請に係る貨物の範囲

の  欄にレ印を記入のこと。) )

第2号  第3号  第5号  第6号

(参考様式3)

年 月 日

特定包括輸出許可及び特定包括輸出許可証分割申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可及び特定包括輸出許可証の分割を申請します。

記

1. 申請理由

2. 輸入者及び需要者の概要

(買主)

名称:

住所:

(荷受人)

名称:

住所:

(需要者)

名称:

住所:

3. 申請に係る貨物の範囲

4. 分割を必要とする理由

5. 必要通数

(参考様式4) (略)

(参考様式5)

年 月 日

特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)の変更に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

既に発行された特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)について、下記のとおり変更が生じたので、新たに特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)を申請します。

記

4. 分割を必要とする理由

5. 必要通数

(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合)

6. 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定(該当号の□欄にレ印を記入のこと。)

第2号□ 第3号□ 第5号□ 第6号□

(参考様式4) (略)

(参考様式5)

年 月 日

特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)の変更に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

既に発行された特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)について、下記のとおり変更が生じたので、新たに特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)を申請します。

記

1. 変更理由
2. 変更を要する許可番号
3. 変更事項
4. 分割を必要とする理由
5. 必要通数

(参考様式6)

年 月 日

特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)の更新に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)に係る

1. 変更理由
2. 変更を要する許可番号
3. 変更事項
4. 分割を必要とする理由
5. 必要通数

(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合)

6. 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定(該当号の□欄にレ印を記入のこと。)  
第2号□ 第3号□ 第5号□ 第6号□

(参考様式6)

年 月 日

特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)の更新に係る申請理由書

経済産業大臣 殿

申請者名  
記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号(担当) \_\_\_\_\_

下記のとおり、特定包括輸出許可(特定包括役務取引許可)に係る

更新を申請します。

記

1. 更新理由
2. 更新する許可番号
3. 分割を必要とする理由
4. 必要通数

(参考様式7) ~ (参考様式9) (略)

更新を申請します。

記

1. 更新理由
2. 更新する許可番号
3. 分割を必要とする理由
4. 必要通数

(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に係る特定包括輸出許可申請又は外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術に係る特定包括役務取引許可申請の場合)

5. 核兵器等開発等省令又は核兵器等開発等告示の該当規定(該当号の

第2号  第3号  第5号  第6号

(参考様式7) ~ (参考様式9) (略)